

長崎市中小企業エコ資金融資申込書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ㊟

長崎市中小企業エコ資金融資要綱第4条の融資対象者の要件を具備しておりますので、同要綱第7条第1項の規定により長崎市中小企業エコ資金の融資を次のとおり申し込みます。ただし、長崎県信用保証協会の保証が受けられない場合は、申し込みを取下げます。

融 資 申 込 額	返 済 方 法	分 割 回
	期 限	年 月 日
保 証 人		
金 融 機 関		
資 金 使 途 (具体的内容)		

備考 裏面をご参照ください。

(裏面)

長崎市中小企業エコ資金融資要綱（抜粋）

(融資対象者)

第3条 エコ資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公害防止施設の整備又は移転をしようとする中小企業者
- (2) 長崎市環境保全条例又は公害関係法令等により改善措置の勧告、命令を受け改善しようとする中小企業者
- (3) 低公害車を事業車として購入しようとする中小企業者
- (4) 工場又は事業所の緑化若しくは屋上緑化をしようとする中小企業者
- (5) 新エネルギー及び省エネルギー設備を導入しようとする中小企業者
- (6) 雨水・再生水利用システム設備を導入しようとする中小企業者
- (7) 廃棄物リサイクル設備を導入しようとする中小企業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の処分を業として行う者を除く。）
- (8) ISO14000シリーズ認証又はエコアクション21認証の資格を取得しようとする中小企業者
- (9) その他、市長が特別に認める整備及び設備等を導入しようとする中小企業者

(融資対象者の要件)

第4条 前条の融資対象者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内で1年以上同一業種を営んでいること。
- (2) 法人の場合は登記簿上の所在地が市内であること。個人事業主の場合は市内に住所を有すること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- (5) 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可等を受けていること。
- (6) 長崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種であること。